

飛驒・世界生活文化センターに係る政策決定過程の合理性、公平性及び透明性に関する質問書

令和8年4月21日

飛驒・世界生活文化センター利用者、関係者
および現時点での賛同者 有志一同

岐阜県知事 江崎禎英 様

岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課 課長 大口英徳 様

(写し)

高山市長

飛驒市長

下呂市長

白川村長

高山市議会議長

高山市議会福祉文教委員会委員長

岐阜県議会議長

岐阜県議会議員（飛驒地域選出議員）

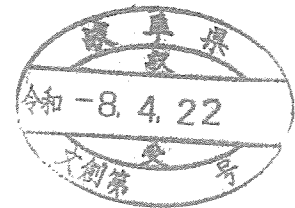
岐阜県観光文化スポーツ部 部長 渡辺幸司 様

岐阜県総合企画部総合政策課 課長 様

岐阜県において進められている飛驒・世界生活文化センターの利活用見直しについては、これまでの説明、協議内容、並びに知事の議会答弁等を踏まえ、政策決定過程の合理性、公平性及び透明性の観点から検証すべき課題が認められます。

本件は個別施設の問題にとどまらず、県有施設全体の見直しに係る判断基準及び行政意思決定の在り方に関わるものであることから、以下の事項について、可能な限り具体的資料及び根拠をもってご回答ください。

なお、各質問に関し、資料が存在しない場合は、その旨及び当該事項が整理されていない理由についても併せてご説明ください。



【第1】税投入の正当性に関する判断基準

【質問1】「利用していない県民の意見」の位置付け

議事要旨において、「利用していない県民から税金投入の是非について疑義がある」との趣旨の記載があるが、当該意見を政策判断においてどのように位置付けているのか、評価基準及び反映方法を具体的に示されたい。

【質問2】公共支出判断基準の整合性

「利用していない県民が存在すること」をもって税投入の是非を検討するのであれば、教育、福祉、インフラ等を含む他の公共サービスにおいても同様の基準が適用されることとなるが、県として当該基準を全分野に適用しているのか、適用していない場合はその理由を明確に示されたい。

【質問3】本施設のみ適用される理由

本施設に関してのみ「利用していない県民の存在」を根拠として税投入の妥当性を論じている場合、その選択的適用の合理的理由及び判断基準を具体的に示されたい。

【第2】全県の見直しとの関係

【質問4】時系列及び意思決定過程の開示

飛騨・世界生活文化センターに係る検討開始時期、内部検討の経過、並びに県有施設全体の見直し方針が整理された時期について、それぞれの時系列が確認できる資料（会議記録、検討資料等）を提示のうえご説明ください。

【質問5】全体方針との関係性の証明

本件が全県の見直しの一環であるとする根拠について、

- ・全体方針文書
- ・対象施設選定基準
- ・対象施設一覧

等の資料をもってご説明ください。

【第3】終期を契機とした判断の検証

【質問6】終期依拠の程度

本件の検討において、指定管理期間の終期が意思決定に与えた影響について、他の判断要素（財政、利用実績、政策目的等）との比較においてどの程度の比重を占めるものか、整理された資料がある場合は提示してください。存在しない場合は、当該影響の評価をどのように行ったのか、その判断過程をご説明ください。

【質問7】 比較対象施設の提示

同様に指定管理期間の終期を迎える県有施設について一覧を提示のうえ、それらの施設と比較して本施設が優先的に検討対象とされた理由及び判断基準をご説明ください。

なお、比較検討を行っていない場合は、その理由についても併せてご説明ください。

【第4】 政策判断基準の明確化

【質問8】 評価指標の提示

本件の見直し判断において用いられた評価指標（費用対効果、利用者数、地域影響、政策適合性等）について、評価指標が存在する場合はその内容及び重み付けを示す資料を提示されたい。

存在しない場合は、そのような基準を設けずに判断に至った理由をご説明ください。

【質問9】 全県的评价基準の有無

県有施設全体の見直しにあたり、分野横断的に適用される統一的評価基準が存在するか、存在する場合はその内容及び適用状況を、存在しない場合はその理由をご説明ください。

【第5】 協議の実効性

【質問10】 協議の意思決定への関与

飛騨3市1村との協議が意思決定過程のどの段階に位置付けられているか、及び協議結果がどのような手続により方針に反映される仕組みとなっているか、具体的にご説明ください。

【質問11】 意見反映の証拠提示

各市村の意見について、

- ・提出内容
- ・検討結果
- ・採否理由

が確認できる資料をご提示ください。

【第6】 国の政策との整合性

【質問12】 政策整合性の評価

本施設が担う文化活動拠点、社会教育機能、広域交流機能、防災拠点機能について、国の文化政策、社会教育政策、地方創生政策及び防災政策との整合性の観点から、どのように評価されているのか、整理された資料をもってご説明ください。

【第7】知事答弁との整合性

【質問13】「丁寧に進める」の具体定義

知事答弁における「丁寧に進める」とは、具体的にどのような手続及び判断過程を指すものか、その定義及び運用内容をご説明ください。

【質問14】現状との整合性

現時点の協議状況及び意思決定過程が、上記定義に照らしてどのように適合していると認識されているかご説明ください。

【第8】結論の成立条件

【質問15】意思決定に必要な条件

本件に関する最終判断を行うにあたり、どのような条件（協議完了、代替案確定等）が満たされる必要があるのか、明確にご説明ください。

質問は以上

結び

本件については、単に個別施設の見直しにとどまらず、行政における政策決定の合理性及び説明責任の在り方が問われているものと認識しております。

つきましては、判断過程の透明化及び基準の明確化を通じて、県民に対する説明責任を十分に果たされるよう求めます。

なお、資料が存在しない場合は、その旨及び当該事項が整理されていない理由についても併せてご説明ください。

本件に関する判断が県民共有の財産の取扱いに関わるものであることに鑑み、明確かつ具体的なご回答を求めます。

また令和8年3月19日に提出した「岐阜県の回答に関する当方の理解および見解について」は、現時点において県ホームページ上での掲載が確認できておりません。本件は広く県民に関わる事項であることから、当該文書の取扱いおよび情報公開の考え方についてご説明ください。

当該文書が公開されていない理由が存在する場合には、その判断基準についても具体的にご説明ください。

なお、本件に関して当方が文書によるやり取りを求めているのは、記録の正確性および認識の齟齬防止を目的とするものであり、説明会や意見交換の場の開催を否定するものではありません。

文書による整理と対面での説明・協議はそれぞれ異なる役割を有するものであり、いずれかをもって他方を不要とするものではないと考えております。適切な形での説明および協議の機会が確保されることを求めます。

回答は文書にて、質問項目ごとに整理のうえご回答ください。

本公開質問書への回答期限は令和8年5月15日を期限とさせていただきます。

なお、期限までの回答が難しい場合は、その旨及び回答期限の見通しについてご一報ください。

【窓口・仮事務局】

大萱真紀人（高山市民吹奏楽団 団長）

連絡先：

e-mail